

公益社団法人新潟県栄養士会 激甚災害の被災会員に対する支援に係る規程

2024年（令和6年）3月9日
制定施行

（目的）

第1条 非常災害のうち、特に被害が大きく、国から激甚災害と指定された災害に被災された公益社団法人新潟県栄養士会（以下、「新潟県栄養士会」という）会員に対して、お見舞いとして会費を免除し、活動及びそれに必要な研修等受講の継続を支援する。

（対象）

第2条 国から激甚災害と指定された地域に住居を有し、住居が罹災証明書による全壊・大規模半壊・半壊と判定された新潟県栄養士会会員。

（支援内容）

第3条 支援内容は、次のとおりとする。

- 一 新潟県栄養士会会費を1年間全額免除とする。
- 二 原則として、被災された翌年度分の会費とするが、発災時期及び状況により、個別に判断する。

（申請手続）

第4条 申請手続方法は、次のとおりとする。

- 一 第2条に該当する会員は、申請書及び罹災証明書（写しでも可）を新潟県栄養士会に提出する。
- 二 前項の申請書及び罹災証明書を受理した新潟県栄養士会は、全額免除手続を行い、当該会員にその結果を連絡する。
- 三 申請期限は、発災年度の3月31日までとする。
- 四 日本栄養士会業務支援システムに添って行う。

（資金）

第5条 資金については、次のとおりとする。

- 一 会費免除期間の当該会員に関する会費に備え「会費免除備えのための資金」を積み立てる。
- 二 「会費免除備えのための資金」は、毎年20万円を積み立て、100万円を上限とする。
- 三 会費免除期間の当該会員に関する会費は、「会費免除備えのための資金」からの支出とする。

（規程の変更）

第6条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2024年3月9日から施行する。